

資源回収委託事業者の車両と自転車との交通事故について

事案の概要

市が委託する資源回収委託事業者の車両と自転車が接触する交通事故が発生しましたので、次のとおりお知らせします。

関係する方々並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 発生日時 平成28年2月27日(土) 午前9時40分頃

2 発生場所 南区相模台1-10付近
(市道相模台8号【幅員4m】)

3 事故の内容、経過

資源回収委託事業者の車両が、ごみ・資源集積場所から資源を回収するため停車し、運転席のドライバーが降車する際、車両後方から走行してきた自転車に気づかず運転席のドアを開放したため、自転車と車両のドアが接触し、自転車の運転者が転倒したものです。

自転車の運転者の怪我の状態は、左鼠径部打撲で、全治1週間との診断です。

4 今後の対策（再発防止策）

日頃から委託事業者に対し、歩行者及び自転車等には十分な安全配慮を行うとともに、交通法規等を遵守するよう徹底させていますが、今回の事故を受け、あらためて委託事業者に対して安全運転や交通法規遵守等をさらに徹底するよう指導しました。

問合せ先

資源循環推進課

直通電話 042-769-8245